

2020年度 安全報告書



株式会社東海バス

安全に関する取り組み状況

はじめに

平素より、東海バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

2020年度、当社は会社統合により、今までのバス5社体制を株式会社東海バス1社体制としてスタートしました。この会社統合を機にさらなる安全管理体制の強化を図るべく、**安全方針**として新たに「**安全に、より安全に、もっとも安全に**」を掲げ、安全文化の定着と安全風土の醸成を図るとともに、2020年度の安全目標として「**横断歩道事故の撲滅**」、「**自転車・歩行者追越し時の事故の撲滅**」、「**車内転倒、ドア挟みの撲滅**」、「**飲酒運転の撲滅**」を定め、人を危険にさらすような事故の防止に取り組みました。

運輸安全マネジメントについては、本社運輸部と各営業所が連携し、安全に対する様々な取り組みの計画・実行に加え、本社運輸部ならびに営業所間相互による内部監査を実施することで取り組み内容のチェックを行い、この内部監査で指摘した事項の改善により、新たな安全対策に取り組んでいくことでPDCAサイクルを循環させ、安全性の向上を図ってまいりました。

具体的には運行管理者のスキルアップを目的とした研修をはじめ、2018年度より開始した新入運転士の入社6ヶ月研修を引き続き実施するとともに、新たに外部自動車教習所におけるスキルアップ研修を取り入れ、さらには乗合バス運転士コンテストを実施する等、運行管理者および運転士の安全意識の向上を図りました。

このような研修等の充実に加え、ハード面における安全強化策として、後付け衝突防止補助システム「モービルアイ」を2019年度の沼津営業所への導入に続き、熱海営業所の乗合バス全車両に導入を行い、さらなる安全性の向上を図りました。

以上のような取り組み等により、有責事故は2019年度より28%減少し、安全目標である「横断歩道事故の撲滅」、「自転車・歩行者追越し時の事故の撲滅」、「飲酒運転の撲滅」を達成することができました。

また、2020年度は新型コロナウイルスへの対応として、バス車内への抗菌・抗ウイルスコーティングや飛沫防止シートの設置、車内換気および終業時の手すり・吊り革等の除菌消毒など、お客さまや運転士への感染防止対策を行いました。

2021年度も運輸安全マネジメントの取り組みをPDCAサイクルにて着実に推進し、お客さまへの安全・安心・快適な輸送サービスを提供するよう努めてまいります。

2021年6月

株式会社東海バス

取締役社長 眞野大輔

輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程を遵守します。
- (2) 輸送の安全確保に関する費用支出と投資を行うよう努めます。
- (3) 内部監査を実施し、安全対策の向上に努めます。
- (4) 情報の連絡体制を確立し、社内における情報の伝達と共有を行います。
- (5) 教育および研修に関する計画を策定し実施します。

2020年度の取り組み状況

1. 事故の発生状況

- (1) 法令で定める自動車事故報告規則第2条に該当する事故

①車内事故	2件
②車両故障	16件

- (2) 上記以外の事故

①車内事故	3件
②接触事故	62件
③その他（①②以外）の事故	1件

《2020年度 輸送の安全に関する目標と達成状況》

目標	2020年度 発生件数	2019年度 発生件数
横断歩道事故の撲滅	0 (達成)	0
自転車・歩行者追越し時の事故の撲滅	0 (達成)	2
車内転倒、ドア挟みの撲滅	5 (未達)	4
飲酒運転の撲滅	0 (達成)	0

全体の有責事故は2019年度94件→2020年度68件（約28%減）

※2019年度は伊豆東海バス、南伊豆東海バス、西伊豆東海バス、新東海バス、東海バス
オレンジシャトルの合計

2. 安全に関する外部表彰実績

- (1) 団体表彰実績

令和2年度安全運転コンクール

- ①静岡県警察本部長・静岡県自動車連合会会長連名表彰を松崎営業所が受賞
- ②静岡県バス協会会長表彰を下田営業所、修善寺営業所、沼津営業所が受賞

- (2) 個人表彰実績

令和2年度優良運転者日本バス協会会長表彰を4名が受賞

3. 教育の実施状況

年間教育計画に基づき以下の研修を実施しました。

- (1) 総括運行主任研修（統括運行管理者研修）（4回・7名受講）
事故防止の推進を目的として、運転士からのヒアリング能力向上等の事故分析研修、リーダーシップ能力を高める研修を総括運行主任に対し実施しました。

- (2) 運行主任研修(運行管理者研修) (6回・18名受講)
事故防止の推進を目的として、運転士からのヒアリング能力向上等の事故分析研修を運行主任に対し実施しました。
- (3) 新任運行主任研修(新任運行管理者研修) (1回・2名受講)
外部講師による運行管理業務や点呼の重要性についての研修を新任の運行主任に対し実施しました。
- (4) 運行管理補助者研修 (2回・17名受講)
点呼執行やトラブル発生時の対応など、運行管理業務のスキルアップを中心とした研修を運行管理補助者に対し実施しました。



《運行主任研修》



《運行管理補助者研修》

- (5) 主任運転士研修 (4回・26名受講)
運転士の指導的な立場にある主任運転士を対象に、指導力のスキルアップおよび資質の向上による事故防止を目的として、外部講師による講義を含む研修を実施しました。
- (6) 初任運転士研修 (7回・11名受講)
旅客自動車運送事業運輸規則に基づき、新たに採用された運転士を対象にバスの運転に必要な知識ならびに、安全運転技術について研修を実施しました。
- (7) 初任運転士外部講習 (7回・11名受講)
運転技術を向上させるため、「長野県駒ヶ根自動車学校」において、新たに運転免許取得支援制度により採用された経験年数の少ない運転士や、他社からの転籍運転士を対象に技能講習を受講させました。
- (8) 貸切運転士研修 (2回・59名受講)
外部講師によるASV(先進安全自動車)講習等、安全な貸切輸送を目的とした研修を貸切運転士等に対し実施しました。



《初任運転士研修》



《貸切運転士研修》

- (9) 入社6ヶ月研修 (4回・6名受講)
運転技術や接客など、基本を再認識するため入社6ヶ月の運転士が、プロドライバーとしての自覚、運転技術の向上、事故の未然防止についての研修を入社6ヶ月の運転士に対し実施しました。

(10) 新採用運転士フォローアップ研修

(17回・50名受講)

運転技術や接客など運転士としての基本を再認識するため半年に1度、入社3年以内の運転士が、プロドライバーとしての自覚、運転技術向上、事故の未然防止について研修を実施しました。



《入社6ヶ月研修》



《新採用運転士フォローアップ研修》

(11) 安全運転研修

(14回・64名受講)

事故惹起者に対し、事故防止の徹底を図るため、事故原因を分析させるとともに安全運転について研修を実施しました。

(12) 高齢運転士研修

(5回・46名受講)

60歳以上の運転士に、模擬運転装置を使用した運転適性検査や夜間視力検査等を含む研修を静岡県自動車学校沼津校にて受講させました。



《安全運転研修》



《高齢運転士研修》

(13) スキルアップ研修

(17回・30名受講)

運転士全体の資質の向上、事故防止について運転士としてのスキルアップを図るため、「小田原ドライビングスクール」において幅広い層の運転士に研修を受講させました。

(14) 省燃費運転研修

(5回・21名受講)

初任運転士および未受講の運転士に対し、エコドライブ・省燃費運転の推進を目的として、各自の運転による燃料使用量の測定など実技を交えた研修を実施しました。

(15) 安全運転中央研修所研修

(4回・10名受講)

総合的な自動車安全運転教育施設「自動車安全運転センター安全運転中央研修所」において、旅客輸送業務の安全性向上に必要な知識と技術を習得するため、貸切運転士および貸切準初任運転士に対し、3日～4日間の日程でトレーニングコースでの実技を主体とした研修を受講させました。



《スキルアップ研修（座学）》



《スキルアップ研修（実技）》

4. 安全対策の実践項目

（１）安全方針・安全目標の周知徹底

点呼執行所に掲示し、点呼時に運転士に唱和させることで、確認させ徹底を図りました。

（２）安全目標実現のための行動目標の策定と実施（営業所ごと）

①日常運行における行動目標

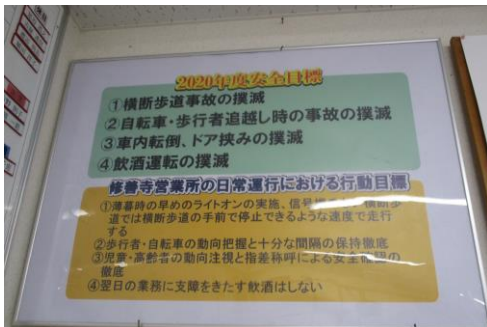
イエローストップ・薄暮時の早めのライトオン、歩行者・二輪車の保護、車内事故の防止、勤務前日の飲酒の抑制等の行動目標を定め、点呼時における唱和および指導を実施しました。

②運行管理における行動目標

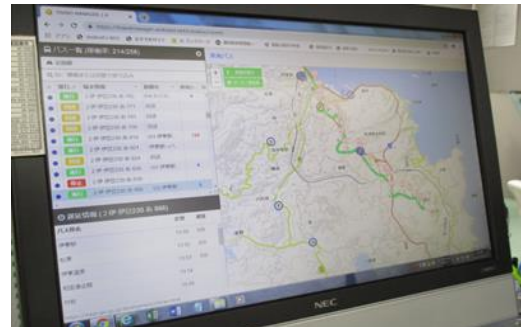
運行主任および主任運転士等による添乗指導、ドライブレコーダーを活用した指導、飲酒運転防止インストラクターによる指導教育等の行動目標を定め、営業所ごとに実施しました。

（３）バスロケーションシステムによる運行管理の強化

各営業所がパソコンにて運行状況を確認し、交通渋滞時等の運行管理に活用しました。



《安全目標》



《バスロケーションシステム》

（４）ドライブレコーダーによる運転士指導

（各営業所にて延べ174回実施）

法令に従い、車内事故防止のための指導や研修時の安全教育に活用しました。また事故発生時の原因分析等に活用しました。

（５）ヒヤリハット情報を活用した予防策の立案と実施

運転士へのヒアリングやドライブレコーダーからヒヤリハット情報の収集を行い、予防策を立案、実施しました。

（６）飲酒運転防止

飲酒運転防止インストラクターによる指導を各営業所において全従業員に実施しました。また、飲酒運転防止インストラクターの認定を新たに9名が取得しました。



《ドライブレコーダーによる指導》



《飲酒運転防止インストラクター養成講座における職場指導》

(7) 添乗・街頭指導の実施

添乗指導、街頭指導を行い、安全目標に関する取り組み事項の実施状況および安全意識の向上を図りました。



《添乗指導》



《街頭指導》

(8) 早朝点検の実施

(夏季1回、年末1回、3月15日1回)

経営トップおよび安全統括管理者、本社管理職が全営業所の点呼立会いを実施し、点呼執行状況の確認、業務点検を行い、また運転士とのコミュニケーションを図りました。



《厳正な点呼執行の実施》



《日常点検の手順確認》

(9) 乗合バス運転士コンテスト

各営業所から選抜された運行管理者、運転士それぞれ1名が参加し、始終業点呼執行、接客審査、運転技能審査により、日頃の運転技術等を競いました。また、各営業所が全体で取り組むことにより、接客や安全意識の向上を図りました。



《模擬点呼》



《運転技能審査》



《表彰式》

(10) 防災訓練の実施

9月1日に、災害時の対処について、マニュアルを再確認し、津波に対応した車両の避難訓練、無線機の通信確認、バス車両非常口からの避難訓練や消火器での消火訓練等を実施しました。また、東海自動車㈱と連携し、同社の所有する訓練車を使用した緊急電源確保訓練、緊急用可搬式計量器による給油訓練、無線通信訓練等を実施しました。



《緊急用可搬式計量器による給油訓練》



《無線交信訓練》

(11) 警察と連携した不審者対応合同訓練の実施

10月19日、伊東警察署と協力し、当社乗合バスを使用した不審者対応合同訓練を実施しました。(伊東営業所)

(12) 交通安全教室・バスの乗り方教室の開催

(32回開催)

- ①営業所別内訳 熱海営業所1回、伊東営業所4回、下田営業所6回、松崎営業所1回、修善寺営業所2回、沼津営業所18回
- ②対象者 小学生、未就学児
- ③内容 乗合バスを使用した交通安全教室を開催



《不審者対応合同訓練》



《バスの乗り方教室》

(13) 乗合バス・貸切バス換気性能体験会の開催

12月28日、バスは換気性能に優れた乗り物であり、消毒等の新型コロナウイルス感染予防対策と組み合わせることで、十分に安全を確保できることを広く周知するため、報道関係者、行政関係者、観光従事者を対象とした乗合バス・貸切バス換気性能体験会を実施しました。(伊東営業所)

(14) 新型コロナウイルス感染拡大防止

お客さまの安全、安心および運転士の健康管理のため「手洗い」「うがい」「マスクの着用」を励行するとともに、車内については付着するウイルス、菌を光触媒により不活化するコーティングを施工しました。また、運転席への飛沫防止シート設置を行うとともに、運転士による車内換気や終業時の手擦り・吊り革等の除菌消毒などの新型コロナウイルスへの対策を講じました。

5. 設備投資

(1) 車両の更新

安全性向上と旅客サービスのため先進安全装置を搭載した新車を導入しました。

実績 3両66,050千円

内訳 沼津営業所 高速バス1両

修善寺営業所 乗合バス(中型ノンステップ)1両

下田営業所 乗合バス(中型ノンステップ)1両

(2) 車両重整備

安全運行を確保するため、バスの重整備を実施しました。

実績 69両62,081千円

(3) 後付け衝突防止補助システムの導入

安全性強化を図るため後付け衝突防止補助システム「モービルアイ」を一部乗合バスに導入しました。

実績 熱海営業所 34台4,861千円

※2021年3月末日におけるモービルアイ導入実績

熱海営業所 貸切バス全車両・乗合バス全車両

伊東営業所 貸切バス全車両

下田営業所 貸切バス全車両

松崎営業所 貸切バス全車両

修善寺営業所 貸切バス全車両・高速バス全車両

沼津営業所 貸切バス全車両・高速バス全車両・乗合バス全車両



《後付け衝突防止補助システム「モービルアイ」》

6. 健康管理

運転士の健康起因事故防止の取り組みとして以下の項目を実施しました。

(1) 健康診断 全従業員

(2) SASスクリーニング検査 36名(対象者は3年ごとに実施)

(3) 脳MRI検診 16名(//)

(4) インフルエンザ予防接種 123名

7. 安全運動

安全運動を次のとおり行い、輸送の安全性の向上および交通事故防止に努めました。

(1) 県下安全運転コンクール 4月1日(水)から6月30日(火)

(2) 春の全国交通安全運動 4月6日(月)から4月15日(水)

(3) 夏の交通安全県民運動 7月11日(土)から7月20日(月)

(4) 秋の全国交通安全運動 9月21日(月)から9月30日(水)

(5) 警察と連携した不審者対応合同訓練 10月19日(月)

(6) 年末年始安全総点検運動 12月10日(木)から1月10日(日)

(7) 年末の交通安全県民運動 12月15日(火)から12月31日(木)

(8) 乗合バス運転士コンテスト 12月14日(月)

(9) 横断歩道事故撲滅の日 3月15日(月)

8. 安全に関する会議体

- (1) 安全マネジメント委員会 13回（毎月実施）
- (2) 安全マネジメント小委員会 各営業所にて延べ63回開催
- (3) 安全マネジメントレビュー 1回
- (4) 主任運転士会議 各営業所にて延べ20回開催
- (5) 整備管理者会議 7回開催
- (6) 整備管理者との車両に関する定例会議 各営業所にて延べ37回開催

9. 安全マネジメントに基づく内部監査の実施

- (1) 内部監査 2020年9月8日から9月10日
東海自動車(株)管理課・計画課・貸切営業課の監査員から各営業所が監査を受けました。
あわせて相互監査として他営業所の監査員が各営業所の監査を実施しました。
- (2) フォローアップ監査 2021年1月29日、2月2日、2月3日
東海自動車(株)管理課の監査員から各営業所が(1)における指摘事項の改善状況について監査を受けました。あわせて(1)同様相互監査も実施しました。
- (3) 運輸安全マネジメント評価 2021年2月22日
東海自動車(株)経営企画部の監査員から経営トップおよび安全統括管理者が監査を受けました。

10. 行政処分の公表

- (1) 監査指摘事項
2020年5月に路線1系統8便の欠便を発生させたことにより、中部運輸局の監査が実施され、以下の指摘がありました。
 - ・ 事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）に定めるところに従い、その業務を行っていない。（道路運送法第16条1項）
- (2) 行政処分の内容
輸送施設の使用停止（10日車）
- (3) 行政処分に基づき講じた措置
欠便の原因となった5月上旬のダイヤ改正作業における確認不足について、東海自動車(株)のダイヤ改正マニュアルを改訂するとともに、ダイヤ改正進行表、チェックシートを新たに作成しました。あわせて(株)東海バス営業所用のダイヤ改正マニュアルとチェックシートを整備しました。東海自動車(株)および(株)東海バスがこのマニュアル、進行表、チェックシートに基づいて、ダイヤ改正を準備することで再発防止を図りました。
- (4) 行政処分の年月日
2020年12月14日

2021年度の取り組み

1. 2021年度の輸送の安全に関する目標

(1) 目標の策定に当たって

2020年度においては、横断歩道上での事故発生は無く、本項目の目標は達成されたものの、13年前に伊東市、3年前に三島市にて横断歩道事故を発生させており、こういった過去の重大事故を社内で風化させないことは勿論、このような事故を2度と起こさないためにも、横断歩道事故の撲滅の強化は継続的に取り組みます。また、2019年度に3件発生させた自転車・歩行者を追い越す際の接触事故は、2020年度の発生はなかったものの、車内転倒やドア挟みにおいては5件発生させ、目標達成には至りませんでした。

お客さまに安全・安心にご利用いただくためにも、これらの目標達成は重要な課題であることから、継続事項として取り組むこととし、同じ要因で同種事故を発生させないため、より具体性、実行性がある取り組みを実践します。

併せて、交通事業者として絶対に起こしてはならない飲酒運転の撲滅についても、継続して取り組みます。

以上のことから2021年度の安全目標においては、2020年度の項目を継続し、目標達成に向け取り組みを着実にやってまいります。あわせて安全の礎である安全文化について「ありたい姿」を明確にするため、議論を深め、安全方針と安全目標および行動目標が常に連動している風土を構築してまいります。

(2) 2021年度安全目標

わたしたちは人を思う気持ちを強く持ち、人を危める事故や行為を防止するため、安全目標の達成に全力で努めます。

- ①横断歩道事故の撲滅
- ②自転車・歩行者追越し時の事故の撲滅
- ③車内転倒、ドア挟みの撲滅
- ④飲酒運転の撲滅

(3) 具体的な実践項目

《運行管理における実践項目》

- ①安全統括管理者による職場巡視の実施
- ②安全方針・安全目標の周知徹底のための安全マネジメント委員会、安全マネジメント小委員会の定例開催
- ③安全目標実現のための営業所毎の行動目標の策定と実施
- ④運行管理者会議を開催し、事故分析に基づく的確な対応策の立案と実施
- ⑤営業所間および小田急グループバス各社への点呼等の視察
- ⑥ヒヤリハット事例の収集強化および情報を活用した予防策の立案と実施
- ⑦飲酒運転防止インストラクターによる指導の実施
- ⑧安全マネジメントに基づく内部監査の実施
- ⑨ドライブレコーダーおよび安全運転ハンドブックを活用した指導
- ⑩主任運転士会議の実施と班制度を活用した情報伝達
- ⑪添乗指導の実施
- ⑫整備管理者会議による情報共有（本社）
- ⑬営業所毎に整備管理者と車両に関する定例会議の実施
（④、⑥、⑨、⑪については車内事故防止を中心に取り組んでいく）

《日常運行における実践項目》

- ①信号機の無い横断歩道では徐行する。
- ②交差点の右折時には、歩行者・二輪車の有無を確認してから徐行にて進行する。
- ③交差点の左折時には、一旦停止後、歩行者・二輪車の有無を確認してから、徐行にて進行する。
- ④イエローストップの確実な実施。
- ⑤発進時には、お客さまの着席確認を指差称呼で確実に行う。
- ⑥お客さまの乗降時には、ドア開閉レバーから手を離し、乗降確認後に操作する。

(4) 各営業所における行動目標

別紙参照

2. 輸送の安全に関する計画

(1) 研修計画

安全に関する目標を達成するため、次のとおり研修を行います。

- ①運行管理者研修 (年4回)
- ②運行管理補助者研修 (年1回)
- ③主任運転士研修 (年1回)

④初任運転士研修	(採用時)
⑤初任運転士外部講習	(採用時)
⑥貸切運転士研修	(年1回)
⑦入社6ヶ月研修	(対象者のみ)
⑧新採用運転士フォローアップ研修	(対象者のみ)
⑨省燃費運転研修	(対象者のみ)
⑩安全運転研修	(対象者のみ)
⑪高齢運転士研修	(年1回)
⑫スキルアップ研修	(年1回)
⑬ガイド研修	(年1回)

(2) 設備投資

車両更新、車両重整備、車載機器の導入 予算 325,250千円

安全性と旅客サービス向上のため、新車導入、車両整備、車載機器の導入を計画しております。

(3) 健康管理

運転士の健康起因事故防止の取り組みとして以下の項目を実施します。

①健康診断	全従業員が実施
②SASスクリーニング検査	90名
③脳MRI検診	140名
④インフルエンザ予防接種	営業所での集団予防接種対応

(4) 乗合バス運転士コンテスト

年に1回、各営業所から選出された代表者が車両点検、点呼、接客、運転技術を競います。実施後、内容・結果を共有し、全営業所の安全意識の向上、運転技術の向上、サービスの向上を図ります。

(5) 交通安全運動

交通安全運動を次のとおり行い、輸送の安全性の向上および交通事故の防止に努めます。

- ①春の全国交通安全運動
- ②夏の交通安全県民運動
- ③秋の全国交通安全運動
- ④年末の交通安全県民運動
- ⑤年末年始安全総点検運動および早朝点検

3. 輸送の安全に関する内部監査

(1) 営業所監査

運輸部および営業所相互による営業所監査を実施します。また、営業所監査により指摘事項が発生した場合は、その指摘事項が適切に改善されているか確認するため、運輸部によるフォローアップ監査を実施します。

(2) 本社部門監査

東海自動車(株)経営企画部が取締役社長・安全統括管理者・運輸部長に対し、輸送の安全確保への関与状況について監査を実施します。また、運輸部に対し、運輸安全マネジメントの取り組みに関する実行状況の監査を実施します。

以 上

別紙

安全 目標	①	②	③	④
	横断歩道事故の撲滅	自転車・歩行者追い越し時の事故撲滅	車内転倒・ドア挟みの事故の撲滅	飲酒運転の撲滅

	運行管理における行動目標			
	①	②	③	④
熱海	交通安全運動にあわせ、所長、副所長、運行管理者、主任運転士による横断歩道付近での街頭広報・指導（年４回実施）および所長、副所長による始終業点呼時における指導・教育を実施する。（月、各３～４回実施）	歩行者・二輪車を追い越しする際の安全確認を重点に、運行管理者、主任運転士による添乗指導を実施する。（月７～１０名実施）	着席確認後の発車を重点に、運行管理者によるドライブレコーダーを活用した指導・教育を実施する。（月１０名実施）	飲酒状況の把握、所長による面談を実施する。（年１回実施）
伊東	交通安全運動（春、夏、秋、年末）および横断歩道事故撲滅の日にあわせて、運行管理者、主任運転士による街頭指導、添乗指導を５名以上実施する。	「ヒヤリハット情報」「ドライブレコーダー確認表」を活用し、運行管理者は毎月１０件以上の分析を行い、指導が必要な場合は指導教育を実施する。	「ヒヤリハット情報」の収集に努めるとともにドライブレコーダーを活用し、運行管理者は毎月１０件以上の分析を行い、指導が必要な場合は指導教育を実施する。また３月、９月は主任運転士による添乗を実施する。（１月１０件以上）	アルコールインストラクターの養成を拡大し、運行管理者、主任運転士、アルコールインストラクターによる指導教育を全運転士対象に年２回（７月、１月）に実施し、飲酒運転防止意識の高揚を図る。
下田	交通安全運動にあわせ所長、副所長、運行管理者による横断歩道での街頭指導を実施する。（春、夏、秋、年末および横断歩道事故撲滅の日）	歩行者・二輪車を追い越し際の安全確認を重点に運行管理者、主任運転士による添乗指導を実施する。（毎月８～１０名実施）	着席確認後の発車を重点に運行管理者によるドライブレコーダーを活用した指導教育を実施する。（毎月８～１０名）	運行管理者による飲酒状況の把握（年１回）、健康管理を徹底する。（健康状態申告書の確認…毎月１回）
松崎	交通安全運動にあわせ、所長または副所長、運行管理者による横断歩道での街頭指導を実施する。（春、夏、秋、年末および横断歩道事故撲滅の日の５回）	所長、副所長、運行管理者、主任運転士による添乗指導を乗務員全員１回以上実施する。（前方の確認、車間、追い越しの速度等）	運行管理者によるドライブレコーダーを活用した指導教育を実施する。（毎月最低１０名実施）	飲酒状況の把握（所長による乗務員全員への個人面談の実施）、飲酒インストラクターによる指導を年１回実施する。
修善寺	所長、副所長、運行管理者は交通安全運動にあわせ、通勤・通学時間帯に横断歩道での街頭指導を実施する。	ドライブレコーダーを活用した指導教育、添乗指導を運行管理者が実施する。（年間１名１回以上）	「事故」「ヒヤリハット」の情報を収集し、運行管理者によるドライブレコーダーを活用した指導を実施する。（年間１名１回以上）	所長面談（年１回）飲酒状況の把握、点呼等で運行管理者がアルコール以外で反応がある食品について指導を実施する。
沼津	運行管理者が街頭指導を実施する。（交通安全運動期間中年４回）	所長、副所長が学校の通学路で街頭指導を実施する。（春休み、夏休み、冬休み明けの各２日間）	運行管理者が添乗指導を実施する。（毎月１回、各月５名）	運行管理者が飲酒習慣のある運転士に対し、乗務前日は飲酒をしないよう指導する。（終業点呼時に毎日）

	日常運行における行動目標			
	①	②	③	④
熱海	イエローストップを確実に実施する。	歩行者・二輪車を追い越す際は、側間を充分保つこと。 (1. 5 m以上) また、状況によって無理せず追い越しをしないこと。	乗車時に目視と車内ミラーを充分活用し、着席確認後の発車の徹底と、また乗降中は扉開閉スイッチに手を触れないようにし、あわてずあせらず一呼吸おいてから行動を行い車内事故防止に努める。	職業運転士(プロ)であることを自覚し、勤務前日の飲酒の抑制と休養の確保に努め、体調を管理する。
伊東	横断歩道ではイエローストップと徐行を行う。	追い越しをする時は減速し、前後左右の安全確認を行い、車間距離(1. 5 m以上)を確保する。	お客さまの動向に注意し、着席確認は最後まで確実に行う。また、発車の際には車内マイクを活用し「発車します」と案内を行う。	日常の飲酒、睡眠、食事などを意識した健康管理に努め、職業運転士としてのプライドを持ち「飲酒運転をしない・させない」行動を実践する。
下田	イエローストップの確実な実施と薄暮時の早めのライトオンを実施する。(始業点呼時に唱和…日替わり)	歩行者・二輪車の動向に注意した車間確保、徐行運転を実施する。(始業点呼時に唱和…日替わり)	指差称呼の実践と「車内よし」の声出し、「扉が開いてからお立ちください」、「走行中は席を立たないでください」の車内アナウンスを励行する。(始業点呼時に唱和…日替わり)	乗務前日は飲酒を控える。(終業点呼時に運行管理者が飲酒習慣のある運転士に対し飲酒を控えるよう指導を行う…毎日)
松崎	信号機のある横断歩道では周囲の状況に注意を配り、イエローストップを実行する。信号機のない横断歩道では5 0 m手前でアクセルペダルから足を離す。	夜間走行時には、特に前方、左側方に注意し、ハイビームを活用する。	発車時の「車内よし」の声出しと指差称呼での確認。降車ボタン点灯時、「扉が開いてからお立ちください」「走行中は席を立たないでください」の車内マイクを活用する。	乗務前日は、飲酒を控える。
修善寺	薄暮時の早めのライトオンの実施、信号のない横断歩道に歩行者を確認したら、必ず停車する。	歩行者・自転車の動向把握と充分な間隔の保持を徹底する。	児童・高齢者の動向注視と指差称呼による安全確認を徹底する。	翌日の業務に支障をきたす飲酒はしない。
沼津	信号機のない横断歩道通過時は指差により歩行者の有無を確認する。歩行者がいるときは必ず停止する。	自転車・歩行者を追い越す際は間隔を1. 5 m以上あける。	発車時の指差による安全確認を実施する。(ドア閉鎖時のお客さまの有無、車内のお客さまの着席)	勤務前日の飲酒はしない。